

○多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱

平成21年3月31日告示第62号

改正

平成23年 2月28日告示第29号  
平成26年10月27日告示第239号  
令和 7年10月31日告示第315号

多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のごみ収集車に掲示する広告に関して、必要な事項を定める。

(広告媒体)

第2条 広告を掲示する車両は、市が所有するごみ収集車のうち、市長が定める車両とする。

(広告の内容)

第3条 多治見市広告掲載取扱要綱(平成19年告示第55号。以下「取扱要綱」という。)第4条第2項に規定する基準は、廃棄物を取扱う業種又は事業者の広告でないものとする。

2 市長は、広告のデザイン及び内容について、広告媒体のイメージを損なうことのないよう広告主と調整することができる。

(広告の掲示方法)

第4条 広告の掲示は、マグネットシート、ラッピングフィルム、直接印刷その他の方法により車体に掲示するものとする。ただし、車体を広告掲示前の状態に戻すことができる掲示方法に限る。

2 広告の車体への掲示及び撤去に必要な作業日数は、それぞれ原則2日以内とする。

(広告の掲示期間)

第5条 広告の掲示期間は、次のいずれかとし、いずれも更新することができる。

- (1) 1年
- (2) 1箇月

(広告の掲示位置、掲示面積及び掲示料金)

第6条 広告の掲示位置及び掲示面積は広告の募集を行う際に提示する。

2 広告の月額掲示料金は、1車両につき1万円とする。

(広告掲示料金の還付)

第7条 納入済の広告掲示料金の還付については、取扱要綱第18条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。ただし、車両故障等により1箇月の走行距離が1,000キロメートルに満たない車両があった場合、当該車両に係るその月の広告掲示料金を全額還付する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市のごみ収集車に掲示する広告について必要な事項は、取扱要綱に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日告示第29号)

- 1 この告示は、平成23年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱の規定は、施行日以後に広告掲示の申請をしたものに係る広告掲示料金から適用し、施行日前に広告掲示の申請をしたものに係る広告掲示料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月27日告示第239号抄)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 7 改正後の各要綱の規定は、この告示の施行の日以後に広告掲載を募集する広告について適用し、同日前に募集する広告については、なお従前の例による。

附 則(令和7年10月31日告示第315号)

- 1 この告示は、告示の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱の規定は、施行日以後に広告掲載を募集する広告について適用し、施行日前に募集する広告については、なお従前の例による。